

第1編

計画の策定にあたって

- ▶ 第1章 基本的事項
- ▶ 第2章 教育に関する国・県の計画と社会環境
の変化
- ▶ 第3章 南相馬市の教育の現状と課題

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

本市では、市の教育施策を総合的かつ効果的に進めていくため、南相馬市教育振興基本計画（以下「前計画」という。）に基づき、教育施策を推進してきました。

前計画を構成する「基本的な方向性」「基本計画」「実施計画」のうち、基本的な方向性を実現するための施策の内容を体系的に示す「基本計画（後期基本計画）」が令和5年度をもって終期を迎えます。

また、本市の最上位計画である南相馬市第三次総合計画（計画期間：令和5年度から令和12年度）（以下「市第三次総合計画」という。）が策定されたことに加え、少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症拡大による社会の変化、グローバル化の加速やDXの進展等、私達を取り巻く環境の変化を踏まえながら本市の教育施策を進めるため、令和6年度を計画期間の始期とする新たな「南相馬市第三次教育振興基本計画」（以下「第三次基本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

（1）法的な位置付け

第三次基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 国・県の計画との関係

第三次基本計画は、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」及び県の「第7次福島県総合教育計画（令和4年度～令和12年度）」を参酌して策定するものです。

(3) 南相馬市第三次総合計画及び南相馬市教育の大綱との関係

第三次基本計画は、市第三次総合計画と整合性を図り、教育分野の施策に実効性を持たせる計画として策定します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する、本市の教育の大綱として位置付けます。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）】

（大綱の策定等）

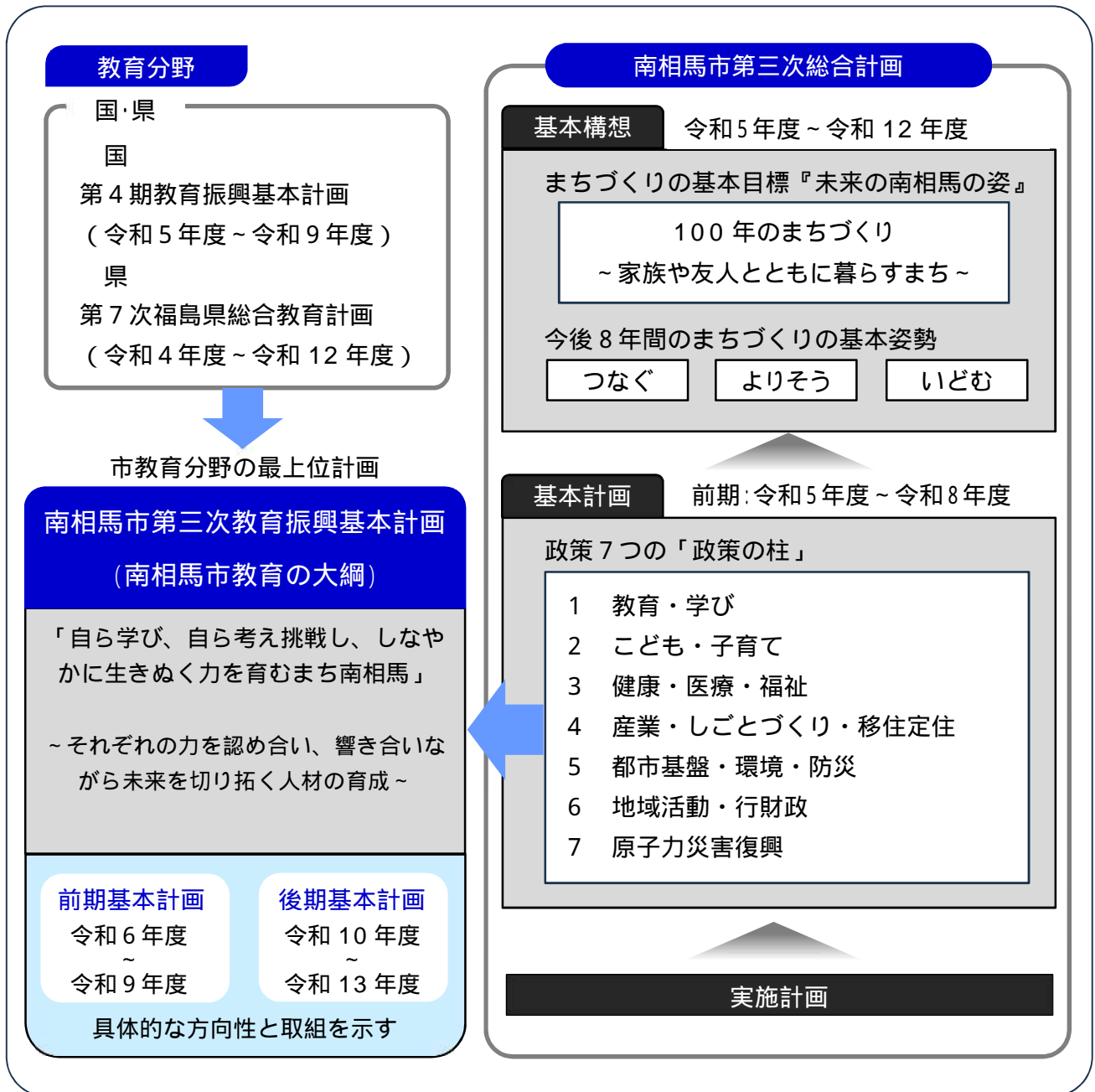
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

参考平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知 抜粋

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【計画の位置づけ】



その他の計画との連携等

第三次基本計画では、「学校教育」「生涯学習」「文化」について定めます。

このほか、教育分野と関係が深いスポーツ分野については、「南相馬市スポーツ推進計画」、幼児教育分野については、「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図り、連携して施策を推進します。

なお、市第三次総合計画「政策の柱1 教育・学び」のうち、「基本施策 生涯学習」に掲げているジェンダー平等社会の推進にかかる施策は、「南相馬市男女共同参画計画」に基づき取り組みます。

(1) 計画の構成

第三次基本計画は、基本的な方向性（基本理念及び基本目標等）及び「基本計画」から構成します。

「基本的な方向性」は、本市の教育施策の根幹となる長期的・総合的な視点に立った考え方を示すものです。

「基本計画」は、「基本的な方向性」を実現させるための施策を示すものです。

その他、施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な手段等を定める内部の計画として「実施計画」を策定し、毎年度見直しを図ります。

(2) 計画の期間

市第三次総合計画は、100年先の南相馬市の未来を想像しつつ、基本構想については令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間として策定されました。

第三次基本計画は市第三次総合計画の内容と整合性を図り、連動していくため、基本的な方向性については、同じく8年間を計画期間と設定し、令和6年度～令和13年度までとします。

基本計画については、4年間を計画期間と設定し、前期の計画期間は、令和6年度～令和9年度までとします。

| 令和 6年度 2024 | 令和 7年度 2025 | 令和 8年度 2026 | 令和 9年度 2027 | 令和 10年度 2028 | 令和 11年度 2029 | 令和 12年度 2030 | 令和 13年度 2031 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 基本的な方向性: 令和6年度～令和13年度 | | | | | | | |
| 前期基本計画: 令和6年度～令和9年度 | | | | 後期基本計画: 令和10年度～令和13年度 | | | |
| 実施計画 毎年度見直し | | | | | | | |

第2章 教育に関する国・県の計画と社会環境の変化

1 教育に関する国・県の計画について

(1) 国の計画について

国の第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」をコンセプトに掲げた上で、以下の5つの基本方針を示しています。

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 県の計画について

第7次福島県総合教育計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）においては、育成したい人間像を「急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」と定め、以下の6つの施策を展開していくこととしています。

- 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する
- 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する
- 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる
- 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する
- 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる
- 安心して学べる環境を整備する

1 ウェルビーイング

国の第4期教育振興基本計画で示された「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」のことで、教育に関連するウェルビーイングの要素には自己肯定感、自己実現（達成感、キャリア意識等）、協働性、学校や地域でのつながりなどがあり、これらを教育、生涯学習、社会教育を通じて実現・向上させていくことを目指している。

(1) 予測困難な時代の到来

相次ぐ大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化などに象徴されるように、現在は少し先の将来さえ予測困難な時代となっています。このような時代においては一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すという考え方が重要となっています。

(2) グローバル化の進展

グローバル化の進展により人、物、情報等あらゆるものが国境を越えて行きかい、情報通信技術の進展により、異なる言語、多様な文化圏と接する機会が広がっています。生活習慣や文化の違い等を理解するとともに、それらを乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力の育成が求められています。

(3) デジタル分野の進展

IoT² (Internet of Things)、人工知能 (AI) などデジタル分野における技術革新は急速に進展しており、これからの時代の働き手に必要となる能力の変化等、今後の社会や私たちの生活に更なる変革をもたらすことが予想されます。コンピュータ等の手段を用いて得た情報を整理・比較したり、わかりやすく発信・伝達するといった力のほか、プログラミング的思考や情報モラルなども含めた、デジタル社会で生きぬくための情報活用能力を備えることが必要です。

(4) 人生100年時代の到来

平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来とも言われる長寿社会となっています。人生100年時代において、子どもから高齢者まで全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、希望する人がそれぞれのニーズに応じて学習できる環境の充実が求められています。

(5) SDGsの推進

SDGsは「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12年までの達成を目指す17の目標が掲げられています。教育については「4 質の高い教育をみんなに」と位置付けられており、学校教育と社会教育両面においてSDGsの目標を意識して取り組むことが必要です。

2 IoT

Internet of Things の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

第3章 南相馬市の教育の現状と課題

第三次基本計画の策定にあたり、前計画の後期基本計画のうち、「学校教育」「生涯学習」「文化」の各分野について振り返り、現状と課題を把握するためこれまでの主な取組の検証を行います。

学校教育分野

| 施策 | 取組方針 | 主な取組 |
|-------------------|--|---|
| 施策1 豊かな心と体の育成 | (1)郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠(まごころ)学」を推進します。 | 道徳教育指導法の改善 報徳仕法等の郷土学習の実施 |
| | (2)不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。 | スクールカウンセラーの継続配置 いじめ問題への積極的な対応 |
| | (3)運動の習慣化や正しい食生活を身につけ、健康な体を育む教育を推進します。 | 体力・運動能力向上の取組 |
| 施策2 教育水準の向上 | (1)教育指導体制を充実します。 | 学力の実態把握や授業の改善 教職員への指導訪問や各種研修 市独自教員の採用 特別支援教育の充実 教育の校務負担軽減 ICTを活用した教育環境の整備 家庭学習の定着化 学習塾との連携 |
| | (2)地域性を生かした魅力ある教育環境づくりを推進します。 | 地域の良さを生かした授業の企画 中学生海外研修の実施 体験学習活動の実施・支援 プログラミング教育の推進 |
| | (3)小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。 | 幼(保)・小・中・高連携の推進 |
| | (4)学校図書館及び図書館教育の充実を推進します。 | 学校司書の配置 |
| | (5)地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。 | 公立学校適正化計画の推進 高等教育機関との連携の推進 |
| 施策3 学びの環境整備・充実 | (1)学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。 | 地域とともにある学校づくりの推進 |
| | (2)地域と連絡した登下校の安全確保や安全な通学手段を確保します。 | 通学路等の安全確保 通学バス等の運行 防災安全教育の推進 |
| | (3)学校施設の環境整備・改善に取り組みます。 | 老朽化施設の改修 校庭の表土改善と雨水排水対策 トイレ洋式化の促進 |
| | (4)安全・安心な学校給食を安定的に供給できる体制を整備します。 | 給食の検査体制の確保 魅力ある給食の提供 学校給食提供体制の検討 |
| | (5)学びのセーフティネットとしての支援に取り組みます。 | みらい育成修学資金の給付 みらい育成修学資金の貸付 |

生涯学習分野

| 施策 | 取組方針 | 主な取組 |
|----------------|-------------------------------------|--|
| 施策1 生涯学習の充実 | (1)市民が生涯にわたって学ぶことができる環境を整備します。 | 地域活動の拠点となる生涯学習施設の充実 講座や教室、市民ボランティア等による出前講座の実施 中学生職場体験等への活動支援 |
| | (2)子育て世代や青壮年層が参加しやすい生涯学習機会の充実を図ります。 | 親子・家族を対象とした体験型講座の実施 家庭教育に関する講座への支援 |
| | (3)読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。 | 障がいに対応した資料の整備 移動図書館車の運行 学校図書館への支援 |
| 施策2 芸術文化の充実 | (1)芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。 | 文化施設の整備 芸術文化団体や個人の活動支援 |
| | (2)身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりを推進します。 | 文化芸術祭の開催 総合美術展覧会の開催 市民文化会館の利活用 |

文化分野

| 施策 | 取組方針 | 主な取組 |
|-------------------|--|--|
| 施策1 文化遺産の整備・活用 | (1)文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を推進します。 | 文化遺産の適切な保存 文化遺産（史跡浦尻貝塚、史跡泉官衙遺跡など）の整備・活用 |
| 施策2 ふるさと教育の充実 | (1)子どもから大人までふるさとの自然、歴史や文化の理解を深める学習機会の提供に努めます。 | 多様な博物館事業の推進 博物館常設展示の見直し |
| | (2)ふるさとに継承される報徳精神を活かしたまちづくり、ひとづくりを進めるため、報徳仕法の学びの場を充実します。 | 報徳仕法に係る学習機会の提供 |
| 施策3 地域文化の継承 | (1)民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。 | 民俗芸能の継承や活動への支援 相馬野馬追の継承や活動への支援 |
| | (2)震災資料を含めた歴史・民俗資料を適切に収集・保存し、学校教育や生涯学習への活用を推進します。 | 震災資料を含めた歴史・民俗資料等の適切な収集・保存 東日本大震災記録誌の編さん |

分野 1 学校教育

施策 1 豊かな心と体の育成

成果指標名

学級生活に満足している児童生徒の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|----------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 30 年 8 月 | 令和 5 年度 目標値 | (令和元年度) | (令和 2 年度) | (令和 3 年度) | (令和 4 年度) |
| 58% | 60% | 64% | 64% | 64% | 63% |

資料：学校教育課調べ（HYPER-QU検査）

成果指標名

「南相馬市の自慢できるところ」や「好きなところ」について「ある」または「少しある」と回答する児童生徒の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 令和元年 6 月 | 令和 5 年度 目標値 | (令和元年度) | (令和 2 年度) | (令和 3 年度) | (令和 4 年度) |
| 小 5 58.5% | 小 5 62.5% | 小 5 67.4% | 小 5 69.3% | 小 5 59.6% | 小 5 65.3% |
| 中 2 51.4% | 中 2 55.4% | 中 2 57.0% | 中 2 58.5% | 中 2 50.0% | 中 2 57.6% |

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

成果指標名

新体力テストにおける上位評定者の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 令和元年 6 月 | 令和 5 年度 目標値 | (令和元年度) | (令和 2 年度) | (令和 3 年度) | (令和 4 年度) |
| 小 5 38.2% | 小 5 45.0% | 小 5 38.2% | 未実施 | 小 5 40.9% | 小 5 35.8% |
| 中 2 45.8% | 中 2 52.0% | 中 2 45.8% | 未実施 | 中 2 45.8% | 中 2 29.3% |

資料：学校教育課調べ（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）

取組方針 1 郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠（まごころ）学」を推進します。

【現状】

- 道徳や総合的な学習の時間を中心に地域の自然や文化、伝統等を学ぶ機会として「至誠（まごころ）学」を推進したことにより、南相馬市についての理解が深まり、南相馬市の良さを理解する児童生徒の割合が増加している。

【課題】

- 地域や学校に愛着や誇りを持たせるために必要な地域の自然や文化、伝統等を学ぶ機会や東日本大震災からの復興状況を知り、これからの地域づくりについて考える機会の確保、学校独自の伝統、校風の保存等の継続的な実施が課題である。

取組方針 2 不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。

【現状】

- 普段の学校生活や道徳の授業の中で、他人を思いやることの大切さを重点的に指導するとともに、複数の教員やカウンセラー等で児童生徒の様子を見守り、悩みなどに対応したことにより、学級内で起きるトラブルの未然防止ができています。また、定期的にいじめのアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期解決に取り組んだ結果、学級生活に満足している児童生徒の割合が増加しています。

【課題】

- 考え方・性別・国籍などにとらわれずに、すべての児童生徒一人ひとりの個性や価値観を認め、尊重し合えるような人権教育の推進が必要である。
- 全国では尊い命が絶たれる事案が発生しており、引き続き、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止や早期発見、早期解決が喫緊の課題である。また、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別をなくすための対策が必要である。

取組方針 3 運動の習慣化や正しい食生活を身につけ、健康な体を育む教育を推進します。

【現状】

- 保健指導や食育などを通し、望ましい生活習慣や食生活への理解の充実に努めるとともに、国の「新体力テスト」や市独自の全児童生徒を対象とした体力テストを可能な限り実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状把握や体育・スポーツ活動の指導に努めたが、新型コロナウイルス感染症による運動機会の制限等により、こどもたちの体力・運動能力の低下がみられる。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、児童生徒の運動機会が減少していることから、児童生徒の運動不足を解消する取組が必要である。

施策 2 教育水準の向上

成果指標名

学習意欲が高い児童生徒の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 令和元年 6月 | 令和 5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和 2年度) | (令和 3年度) | (令和 4年度) |
| 小 5 38.0% | 小 5 45.0% | 小 5 38% | 小 5 43.0% | 小 5 55.0% | 小 5 43.0% |
| 中 2 55.0% | 中 2 55.0% | 中 2 55% | 中 2 62.0% | 中 2 57.0% | 中 2 51.0% |

資料：学校教育課調べ（学習適応検査）

成果指標名

全国学力・学習状況調査における標準化得点

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|---------------|---------|----------|----------|----------|
| 平成 31年 4月 | 令和 5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和 2年度) | (令和 3年度) | (令和 4年度) |
| 小 6 101 | 小 6 103 | 小 6 101 | 未実施 | 小 6 98 | 小 6 99 |
| 中 3 98 | 中 3 101 | 中 3 98 | 未実施 | 中 3 99 | 中 3 99 |

資料：学校教育課調べ（全国学力・学習状況調査）

成果指標名

学校図書の人当たりの貸出冊数（年間）

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|---------------|---------|----------|----------|----------|
| 平成 31年 3月 | 令和 5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和 2年度) | (令和 3年度) | (令和 4年度) |
| 26.1冊 | 31.0冊 | 26.1冊 | 26.3冊 | 40.0冊 | 44.4冊 |

資料：学校教育課調べ

取組方針 1 教育指導体制を充実します。

【現状】

- 確かな学力の育成のため、児童生徒の活用力の育成に視点を当てた授業スタイルを周知し、授業力の向上に向けて取り組むとともに、学習支援員や市独自採用教員（学力向上教員）の配置による指導体制の充実を図るなど、学力及び学習意欲の向上に努めたが、新型コロナウイルスの影響による短縮授業などの影響もあり、全国学力・学習状況調査の結果は全国平均を下回っている。

【課題】

- 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、教員の働き方改革の推進による授業研究時間の確保や教員研修の拡充、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応、幼保・小・中一貫した教育活動の推進、校種や教科の枠を超えた授業づくりの取組、市独自採用教員（学力向上教員）の配置拡充など、学力向上に向け、指導体制のさらなる充実を図ることが必要である。

取組方針2 地域性を生かした魅力ある教育環境づくりを推進します。

【現状】

- 英検受験支援やブリティッシュヒルズ研修等を実施して外国語教育の強化を図るとともに、中学生の海外研修事業を実施し、国際理解教育の推進を図っている。また児童生徒へ1人1台タブレットを配付し、個別最適化された学びの充実を図るとともに、Pepperを使った課題解決型のプログラミング教育を行うなど、魅力ある教育環境を整備した結果、年度間のバラつきはあるものの児童生徒の学習意欲は高まっている。

【課題】

- グローバル化の進展や技術革新がさらに進んでいることに加え、福島ロボットテストフィールドや福島国際研究教育機構（F-REI）の設立を踏まえた人材育成の観点から、地域性を生かした魅力ある教育環境のさらなる充実が必要である。

取組方針3 小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。

【現状】

- 令和3年4月から小高区4小学校が再編統合され、学区が同一となったことや小高区文教ゾーンを生かし、幼保・小・中一貫した外国語教育や小高区の地域人材を活用した合同体験学習、合同避難訓練などに取り組んでいる。

【課題】

- 現在実施している取組の評価・検証を行い、より効果的な取組を検討・実施するとともに、施設一体型の小中一貫校や義務教育学校など、小高区の将来の姿を見据えた学校施設の検討が必要である。

取組方針4 学校図書館及び図書館教育の充実を推進します。

【現状】

- 児童生徒の読書活動の拡充を図るため、学校司書の配置を段階的に拡充し、令和5年度には13人の学校司書を配置している。学校司書の配置拡充により、学校図書館の貸出冊数は着実に増加している。

【課題】

- 学校図書館を活用した読書活動や調べ学習など、図書館教育をさらに高めるためには、学校図書館の整備拡充のほか、学校司書のすべての小中学校への専任配置を目指す必要がある。

取組方針5 地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。

【現状】

- 公立学校適正化計画に基づき、地域との合意形成を図りながら公立学校の適正化を推進し、令和3年度には小高区の4小学校の再編統合を行った。また、鹿島区及び原町区の小学校についても適正化に向けた検討を進めている。

【課題】

- 現在、全国的な少子化の影響に加え、東日本大震災及び原子力災害に伴い、市内の小中学校の小規模化が進んでいることから、児童生徒の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図るため学校適正化を進める必要がある。今後も保護者や地域との合意形成を図るため丁寧な協議を行い、学校の適正化に取り組む必要がある。

施策3 学びの環境整備・充実

成果指標名

学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 令和元年6月 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 小5 93.0% | 小5 95.0% | 小5 93.0% | 小5 96.0% | 小5 93.0% | 小5 93.0% |
| 中2 79.0% | 中2 85.0% | 中2 79.0% | 中2 82.0% | 中2 82.0% | 中2 76.0% |

資料：学校教育課調べ（学習適応検査）

成果指標名

関係団体との通学路の合同点検回数

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成31年3月 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 年1回 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | 年2回 | 年1回 |

資料：学校教育課調べ

成果指標名

本市の教育（経済的支援等）について、「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成31年4月 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 18.6% | 22.6% | 21.5% | 22.6% | 20.9% | 26.8% |

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

取組方針1 学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。

【現状】

- 保護者や地域住民の意向を反映するとともに、ふくしま教育週間を活用するなどした開かれた学校づくりを進めるため、各小中学校に学校評議員を配置したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開かれた学校づくりがなかなか実現できていない。

【課題】

- 地域に開かれた学校として、「ふくしま教育週間」の発行など、広く周知していくことは今後も必要である。
- 学校・地域・保護者が一体となり「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を進めるため、生涯学習課が所管する地域学校協働活動と合わせたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が必要である。

取組方針 2 地域と連絡した登下校の安全確保や安全な通学手段を確保します。

【現状】

- 日常の学校生活等での安全に関する指導など、地域の関係団体の協力を得ながら、学校の教育活動全体を通じて安全教育の推進を図っている。また、遠距離通学となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運行や公共バス利用者のバス代助成などに取り組んでいる。

【課題】

- 引き続き、登下校時の安全確保を行うとともに、公共交通機関がない地域や学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の通学手段の確保が必要である。

取組方針 3 学校施設的环境整備・改善に取り組みます。

【現状】

- 小中学校の教育環境を改善すべく各種営繕工事を実施した。特にトイレ洋式化事業では令和3年度の整備で洋式化率が90%を超えたことから当該事業を完了としたが、予防保全の観点からの営繕工事が不足している。

【課題】

- 将来にかかる維持管理・更新費の抑制のため、修繕等が必要な施設への集中的な措置が必要である。

取組方針 4 安全・安心な学校給食を安定的に供給できる体制を整備します。

【現状】

- 児童生徒が安心して給食を食べることができるよう学校給食の放射能の測定検査を実施し、検査結果をホームページや学校給食の広報誌等で公表している。また、アレルギーや栄養バランスに配慮しながら、地域性や季節感を大切にした行事食や地元産食材を活用した地産地消に努めている。

【課題】

- 給食調理施設の老朽化により、衛生基準に合わせた施設設備、調理員の適切な労働環境確保など、安全、安心かつ安定的に学校給食を提供するための体制整備が必要である。
- 学校給食検査体制整備事業を継続し、ホームページ等で幅広く食の安全について周知していくとともに、引き続き地元産食材を活用した地産地消に努め、食育を推進していくことが必要である。

取組方針 5 学びのセーフティネットとしての支援に取り組みます。

【現状】

- 育英資金貸付については、入学資金貸付の新設と同資金の入学前振込、貸付上限額の引き上げなど、制度の充実を図ったことにより、令和5年度においては大学の貸付区分については、募集枠全てについて貸付を決定した。

【課題】

- 入学資金貸付の新設、貸付上限額の引き上げに伴い、返還額も増額となる。貸付申込時には、大学卒業後の生活設計として返還金のシミュレーションについてわかりやすく案内する取組と、返還金に滞納が発生した際、滞納額解消に向け個人の状況に応じたきめ細かな対応が必要である。
- 申込者の利便性向上や業務効率化の視点から、育英資金貸付申込にあたり必要な書類の提出等、手続方法について改めて見直すことが必要である。

分野 2 生涯学習

施策 1 生涯学習の充実

成果指標名

生涯学習関連事業の延べ参加人数

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|----------|---------|---------|----------|
| 平成31年3月末 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 14,123 人 | 14,200 人 | 12,102 人 | 7,126 人 | 8,093 人 | 11,039 人 |

資料：生涯学習課調べ

成果指標名

図書館の年間利用者数

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 平成31年3月末 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 92,333 人 | 97,000 人 | 89,544 人 | 72,668 人 | 75,230 人 | 87,065 人 |

資料：中央図書館調べ

取組方針 1 市民が生涯にわたって学ぶことができる環境を整備します。

【現状】

- 市民の学習ニーズを踏まえ、学習機会を提供するとともに、みなみそうまチャンネルや動画配信共有サイトを活用した動画配信など、幅広い年齢層に向けた学習環境の充実に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による施設の休館等により施設利用者や講座の参加者に大幅な減少がみられたが、感染対策を踏まえた講座等の開催と施設利用制限の見直しにより利用者は回復傾向にある。

【課題】

- 年齢にかかわらず、いつでも学べる環境を整える必要がある。仕事等の理由により対面で講座を受講できない方でも学ぶことができる環境づくりが必要である。

取組方針 2 子育て世代や青壮年層が参加しやすい生涯学習機会の充実を図ります。

【現状】

- 人口減少と核家族化が進行する中、新型コロナウイルス感染症による学校教育活動の制限も相まって、家庭と地域が連携・交流し、自然体験活動など、こどもの好奇心を育む様々な体験・交流活動への期待が高まっている。

【課題】

- 子育て世代や青壮年層の意識、学習に対するニーズを的確に捉え、興味を持って参加できる学習メニューを提供することにより、人生100年を見据え、若年期から生涯にわたる学習意識を醸成することが必要である。

取組方針3 読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。

【現状】

- 市民が身近なところで図書館を利用できるよう移動図書館車を運行し、また、学習・文化・教養・調査研究等に係る市民の多様な資料要求に応え、図書資料の充実を図るなどした結果、教育に関する市民アンケートにおいて「図書館の充実」という項目で高い評価を得ている。

【課題】

- こどもや大人の年齢層の図書館利用は多く、引き続きニーズに応じた図書資料の整備と様々な図書サービスを提供し、読書環境の充実を図るとともに、司書の知識を生かした幅広い分野の選書と、市民が調べたいことや探している資料などについて、必要な資料・情報を案内するレファレンスサービスの充実がより一層求められている。
- 乳幼児や小中学生の時期の読書体験は、生涯にわたる読書習慣に大きな影響力を及ぼすため、引き続き児童生徒の発達段階に合わせた資料収集や、学校と図書館で連携した取組がより重要となっている。
- 高校生は試験勉強の場としての利用は多いものの、読書に係る利用は少ないことから、高校生世代の図書館利用促進の取組が必要である。
- 図書館や学校以外にも、地域で子ども文庫を開いて本と親しむ機会をつくっているボランティア団体などがあり、読書活動を推進していくためには、このような団体等と連携していくことが必要である。

施策 2 芸術文化の充実

成果指標名

芸術イベントの開催件数

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成31年3月末 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 64件 | 81件 | 59件 | 26件 | 39件 | 43件 |

資料：生涯学習課調べ

取組方針 1 芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。

【現状】

- 地域の芸術文化活動の活性化を図るため、芸術文化団体やサークル団体等への支援を行い、自主的な活動が行いやすい環境の整備に取り組んでいるが、芸術文化協会の会員の減少及び高齢化が進んでいる。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日頃の芸術文化活動を含め、成果発表等のイベント開催を自粛する団体が増加し、芸術文化活動を通じた人と人との交流する場が希薄となっていることから、いかに芸術文化活動を推進していくかが課題となっている。
- 若い世代の加入促進を図り、継続した活動ができる体制づくりを支援する必要がある。

取組方針 2 身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりを推進します。

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う制限を受け、芸術文化イベント等の開催中止や規模縮小等により、市民が芸術文化に触れる機会が減少した。

【課題】

- 芸術文化イベントを開催し、より多くの市民が芸術文化に触れることのできる環境づくりと自ら体験できる機会を提供し、市民の芸術文化活動への関心を高め、継続して芸術文化活動を行う方を増やす取組が必要である。

分野3 文化

施策1 文化遺産の整備・活用

成果指標名

文化財保護と活用に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 令和元年6月 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 33.9% | 37.9% | 32.7% | 33.1% | 35.2% | 35.4% |

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

取組方針1 文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

【現状】

- 年次計画に基づき市内遺跡等の整備を着実に実施するとともに、浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会や泉官衙遺跡を楽しむ会など地域住民との交流を多く持った。また、史跡公園等の活用に市民参画を図るため、文化遺産サポーターの施策などを展開した結果、文化財に対する市民の関心が高まった。

【課題】

- 文化遺産の環境整備が十分ではなく、文化遺産の認知度が低いことから、より広い市民活動を促進し、文化遺産の積極的な周知、観光にも資する多様な活用が必要である。

施策2 ふるさと教育の充実

成果指標名

博物館利用者数

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成31年3月末 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 13,308人 | 13,850人 | 10,641人 | 6,128人 | 8,426人 | 9,338人 |

資料：文化財課調べ

成果指標名

郷土を愛する心を育む教育に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 令和元年6月 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 21.7% | 31.7% | 24.9% | 26.2% | 22.3% | 22.1% |

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

取組方針1 子どもから大人までふるさとの自然、歴史や文化の理解を深める学習機会の提供に努めます。

【現状】

- 学芸員の調査研究に基づいた地域に関する企画展や、他団体・個人との連携・協力による多様なテーマの企画展、体験学習、講座や幼稚園・学校や市民団体との連携事業、SNSを用いた情報発信を推進した。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人の行動制限のため博物館の利用者数の大幅な減少となったものの、感染対策の強化や規制の緩和により利用者は回復傾向にある。

【課題】

- 市民等の多様なニーズに対応するため、学校や民間団体等と連携した活動を行ったり、将来の利用者増につなげるため低年齢層及び保護者を対象とした取組の継続が必要である。

取組方針2 ふるさとに継承される報徳精神を活かしたまちづくり、ひとづくりを進めるため、報徳仕法の学びの場を充実します。

【現状】

- 報徳のまちづくり講演会の開催、各生涯学習センターでの報徳講座等の開催、副読本・リーフレット等の配布・活用、市内小中学校での「ふるさと教育（報徳仕法学習）」などを実施してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大により生涯学習センターの施設利用にも制限があったこともあり、報徳講座等の参加者数にも影響がみられた。

【課題】

- 「報徳仕法」に対する市民の関心・理解が低いため、より一層の報徳仕法に関する学習機会の充実が課題である。

施策3 地域文化の継承

成果指標名

民俗芸能団体数

| 教育振興基本計画後期計画 策定時 | | 実績値 | | | |
|---------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成31年3月末 | 令和5年度 目標値 | (令和元年度) | (令和2年度) | (令和3年度) | (令和4年度) |
| 62 団体 | 62 団体 | 62 団体 | 62 団体 | 62 団体 | 62 団体 |

資料：文化財課調べ

取組方針1 民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。

【現状】

- 東日本大震災及び原子力災害による避難に伴う地域住民の減少、さらに少子高齢化に伴う後継者不足が深刻化している。
- 市内小中学校において、児童生徒たちが地域の伝統文化に触れる機会が十分ではない。

【課題】

- 民俗芸能の継承や活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりが今後の課題である。
- 市内小中学校等の児童生徒たちが地域の伝統文化を知り学びの機会を得るには、学校と伝統文化の指導者や団体を繋ぐ仕組みづくりが必要である。

取組方針2 震災資料を含めた歴史・民俗資料を適切に収集・保存し、学校教育や生涯学習への活用を推進します。

【現状】

- 資料の収蔵場所が不足しており、資料の適切な保存に支障が生じている。また、GIGAスクール構想に対応した取組など資料の多様な活用が進んでいない。

【課題】

- 文化財等の活用については、行政だけではなく、市民も参画した取組が必要であるため、市民が文化財等に触れる機会の提供方法が課題である。